

港湾計画策定における環境調査のための
基礎資料集（案）

（Ver.1.0）

令和●年●月

国土交通省港湾局

目 次

1. 港湾計画策定における環境調査の位置づけ・・・・・・・・・・	3
2. 港湾計画策定における環境調査の考え方・・・・・・・・・・	5
(1) 本基礎資料集の対象範囲	
(2) 本基礎資料集の目的	
(3) 港湾計画策定における環境調査の合理化検討	
3. 港湾計画策定における環境調査の活用可能なデータベース・・・	10
(1) 環境アセスメントデータベース (EADAS)	
(2) 環境要素の区分ごとに活用可能なデータベース等	
参考資料：最近の環境省協議における環境省意見・・・・・・・・・・	14

はじめに

港湾法に基づき、国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を策定することになっている。他方、港湾管理者の技術力維持や予算確保が厳しいと言われている中、効率的に港湾計画を策定できる環境の構築が必要である。

このような中、令和 4 年度に、港湾管理者と国土交通省を構成員とする「港湾計画業務改善検討会」を立ち上げ、従来の港湾計画業務に関する課題を整理するとともに、改善策のとりまとめを行った。とりまとめの中では、港湾計画策定にあたっての検討項目（取扱貨物量推計、環境調査、航行安全検討、長期構想検討会）について、検討内容や作業方針等を整理することとなっている。

港湾計画策定における環境調査は、港湾の開発等に当たり、周辺的环境に与える影響を評価するために実施するものである。実施にあたっては、港湾計画に定められる港湾開発等の内容（港湾計画特性）や周辺の自然的社会的状況（地域特性）を踏まえてメリハリのある環境調査を実施することが重要である。しかし、港湾管理者において対象とする評価の項目の判断が難しく、港湾計画特性や地域特性に関わらず画一的に評価の項目が選定されていることに加え、同様な調査を事業実施段階においても行うなど、非効率な作業が行われている場合も見受けられる。

こうした状況を踏まえ、本基礎資料集は、港湾管理者が効率的に検討を進めることができるよう、港湾計画策定における環境調査において、港湾計画特性や地域特性に応じた合理的な評価の項目の考え方について、環境省と調整のうえ、参考資料として取りまとめたものである。また、港湾計画特性や地域特性に応じて、必要となる評価の項目は変わってくるので、必要に応じて評価の項目の追加や削除を行うことが望ましい。

1. 港湾計画策定における環境調査の位置づけ

港湾計画策定においては、①港湾法に基づき国土交通大臣が定める「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(令和7年10月)(以下、「基本方針」という)」に基づく環境調査と、②環境影響評価法(平成9年法律第81号)に基づく港湾環境影響評価(港湾開発等が環境に及ぼす影響を総合的に評価すること)の2種類があり、概要は以下のとおりである。

① 基本方針に基づく環境調査

基本方針において、港湾の開発等に当たっては、港湾及びその周辺の大気環境や水環境等に与える影響を計画の策定に際して評価するとされている。

港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(令和7年10月)

IV 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項

3 環境の保全の効果的かつ着実な推進

②環境への影響の評価と対応

港湾の開発等に当たっては、生物多様性及び人が豊かな自然と触れ合う場の確保を考慮し、港湾及びその周辺の大気環境や水環境等に与える影響を、計画の策定に際して評価するとともに、関係機関と必要な調整を行い、その実施に当たっても広域的かつ長期的な観点に立って、これらの環境への影響の回避・低減に努める。また、必要に応じて、代償を含めて適切に環境の保全のための措置を講ずるとともに、環境モニタリングの実施に努める。

② 環境影響評価法に基づく港湾環境影響評価

環境影響評価法施行令(平成9年政令第346号)第25条の規定により、港湾計画の変更であって、当該港湾計画に定められる港湾の開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域の面積の合計が300ha以上であるもの等については、環境影響評価法に基づく港湾環境影響評価を実施することとされている。

ただし、これまで港湾計画でこの要件を満たしたものはなく、港湾計画において環境影響評価法に基づく港湾環境影響評価を実施した事例はない。

なお、環境影響評価法に基づく港湾環境影響評価においては、港湾環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針等について、「港湾環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年運輸省令第39号)(以下「港湾計画主務省令」という)」が定められている。

環境影響評価法施行令(平成9年政令第346号)

(対象港湾計画の要件)

第二十五条 法第四十八条第一項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 略
- 二 決定後の港湾計画の変更であつて、当該変更後の港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立て等区域(当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積の合計が三百ヘクタール以上であるもの

環境影響評価法(平成9年法律第81号)

(環境影響評価の項目等の選定)

第十一条 事業者は、前条第一項、第四項又は第五項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配慮して第五条第一項第七号に掲げる事項に検討を加え、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

港湾環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年運輸省令第39号)

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第四十八条第二項において準用する第十一条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、港湾環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令を次のように定める。

2. 港湾計画策定における環境調査の考え方

(1) 本基礎資料集の対象範囲

本基礎資料集では、「1. ①基本方針に基づく環境調査」について扱うものとする。

(2) 本基礎資料集の目的

これまで港湾計画策定における環境調査では、大気質、騒音、振動、水質、生態系等の各環境要素において、網羅的に「環境の現況」や「環境影響の予測と評価」について検討されてきたケースが見受けられる。これは、港湾管理者において対象とする評価の項目の判断が難しく、港湾計画の内容に関わらず画一的に評価の項目が選定されることに起因するものと考えられる。

他方、港湾計画は、土地利用等の細部を定めるものではないことや、予定される事業活動の細部等は計画策定段階では不明なこと、港湾における事業活動は港湾管理者以外の者が行う場合が多いことなどから、必ずしも全ての項目について細部にわたる予測や評価を要しないことに留意する必要がある、港湾計画策定段階で把握することが可能な情報に応じた精度で環境調査を実施することが重要である。

そのため、本基礎資料集は、港湾計画策定における環境調査において、港湾計画特性や地域特性に応じた合理的な評価の項目の考え方を示すことを目的としている。また、港湾計画特性や地域特性に応じて必要となる評価の項目は変わってくるので、必要に応じて評価の項目の追加や削除を行うことが望ましい。

(3) 港湾計画策定における環境調査の合理化検討

「1. ②環境影響評価法に基づく港湾環境影響評価」における港湾計画主務省令では、港湾環境影響評価の項目を選定するにあたり、表 1 の項目を勘案して選定しなければならない旨が定められている。合わせて、表 1 に関する港湾環境影響がないこと又は港湾環境影響の程度が極めて小さいことが明らかな場合や、港湾計画に定められる港湾開発等の区域又はその周囲に、表 1 に関する港湾環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかな場合は、項目として選定する必要はない旨が定められている。

港湾計画策定における基本方針に基づく環境調査においても、港湾計画主務省令の考え方を参考にして、港湾管理者は、当該港湾の港湾計画特性や地域特性を踏まえて「環境の現況」及び「環境影響の予測と評価」について、必要な評価の項目を選定することが重要である。

具体的には、表 1 を参考として、「影響要因の区分」を港湾計画特性から絞り込んだ後、「環境要素の区分」を地域特性を踏まえて項目を選定する。その際に例えば、以下の港湾計画特性や地域特性が考えられる場合には、項目の省略や簡略化が考えられる。

＜港湾計画特性の主な例＞

- 埠頭計画において、当該箇所で行う計画貨物量が、既定計画から減少し、若しくは既定計画と同程度であり、又は既定計画から増加量が小さく、利用船舶の船型や隻数等の変化が限定的又は小さいと考えられる場合

- 埠頭計画において、埋立地等の地形変化がない又は小さく、施設の規模及び配置において既定計画からの変更が限定的又は小さいと考えられる場合
- 臨港交通施設計画において、接続する埠頭計画で取り扱う計画貨物量が、既定計画から減少し、若しくは既定計画と同程度であり、又は既定計画から増加量が小さく、利用車両の台数等の変化が限定的又は小さいと考えられる場合
- 外郭施設計画において、既存防波堤の部分的な延長計画であり、施設の規模及び配置において既定計画からの変更が限定的又は小さいと考えられる場合
- 水域施設計画において、既存航路、泊地の部分的な拡張計画であり、施設の規模及び配置において既定計画からの変更が限定的又は小さいと考えられる場合 等

＜地域特性の主な例＞

- 当該港湾及び周辺地域から、住宅等の保全すべき対象が十分に離れており、大気環境への影響が限定的又は小さいと考えられる場合
- 当該港湾及び周辺地域は、都市化が進み自然の植生や生物の生息地はほとんど存在しておらず、重要な種及び群落や地域を特徴づける生態系が限定的又は少ないと考えられる場合
- 当該港湾及び周辺地域は、立地する施設のうち大規模な工場や埠頭施設、道路等が多くを占めており、眺望を楽しめる場所が限定的又は少ないと考えられる場合
- 当該港湾及び周辺地域は、日本国内の危機にある地形や保全すべき地形に該当する地形が限定的又は少ないと考えられる場合 等

大気環境では、例えば、利用船舶の船型や隻数等の変化が限定的又は小さいと考えられる場合(港湾計画特性)や住宅等の存在、距離が十分に離れていて、大気環境への影響が限定的又は小さい場合(地域特性)には、項目の省略や簡略化が考えられる。動物・植物・生態系では、例えば、新たな埋立てを行わない場合(港湾計画特性)や当該港湾及び周辺地域において都市化が進み自然の植生や生物の生息地がほとんど存在せず、重要な種及び群落や地域を特徴づける生態系が限定的又は少ない場合(地域特性)には、項目の省略や簡略化が考えられる。港湾計画策定における環境調査に係る評価の項目の選定フロー(図 1)や港湾計画策定における環境調査の省略又は簡略化の考え方(表 2)を示すので、参考にされたい。加えて、港湾環境影響評価の簡略化の例として、

○文献その他資料、事例の引用・解析による調査、予測やそれに基づく定性的な評価

○必要に応じて専門家からの科学的知見の聴取

などが考えられ、上記の方法で十分な情報を収集できない場合には現地調査等の詳細な調査を行うことが考えられる。

こうした考え方は、「港湾分野の環境影響評価ガイドブック 2013(一般財団法人 みなと総合研究財団 平成 25 年 11 月)」や「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン(環境省大臣官房環境影響評価課・経済産業省産業保安グループ電力安全課 令和 3 年 6 月)」に示されているので、適宜、参考にされたい。

港湾環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年運輸省令第 39 号）

（港湾環境影響評価の項目の選定）

第四条 特定港湾管理者は、対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価の項目を選定するに当たっては、別表第一に掲げる一般的な港湾計画に定められる港湾開発等の内容（同表備考第二号イからホまでに掲げる特性を有する港湾開発等の当該特性をいう。以下同じ。）によって行われる対象港湾計画に定められる港湾開発等に伴う港湾環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）について同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案して選定しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りでない。

- 一 参考項目に関する港湾環境影響がないこと又は港湾環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合
- 二 港湾計画開発等区域又はその周囲に、参考項目に関する港湾環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

＜表 1 補足事項＞

- ①表中の○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- ②この表における「環境要因の区分」は、次に掲げる特性を有する港湾開発等の内容を踏まえて区分したものである。
 - イ 係留施設を設置すること。
 - ロ 必要に応じて、水域施設、外郭施設、旅客施設、荷さばき施設又は保管施設を設置すること。
 - ハ 必要に応じて、埋立てを行うこと。
 - ニ 供用開始後、船舶が当該港湾開発等の目的である水域施設又は係留施設を利用すること。
 - ホ 供用開始後、当該港湾開発等の目的である旅客施設、荷さばき施設、保管施設又は臨港交通施設がそれぞれの整備の目的に即して利用されること。
- ③この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- ④この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- ⑤この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- ⑥この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- ⑦この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

表 1: 港湾環境影響評価の参考項目

影響要因の区分 環境要素の区分			主要な港湾施設又は埋立地の存在及び供用					
			主要な水域施設の存在	主要な外郭施設の存在	埋立地の存在	主要な水域施設又は係留施設の供用	主要な旅客施設、荷さばき施設又は保管施設の供用	主要な臨港交通施設の供用
大気環境	大気質	窒素酸化物				○		
	騒音	騒音						○
	振動	振動						○
水環境	水質	水の汚れ（COD）	○					
土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	○					
動物		重要な種及び注目すべき生息地	○					
植物		重要な種及び群落	○					
生態系		地域を特徴づける生態系	○					
景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観		○				
人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○					

※港湾環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年運輸省令第三十九号) 別表第一

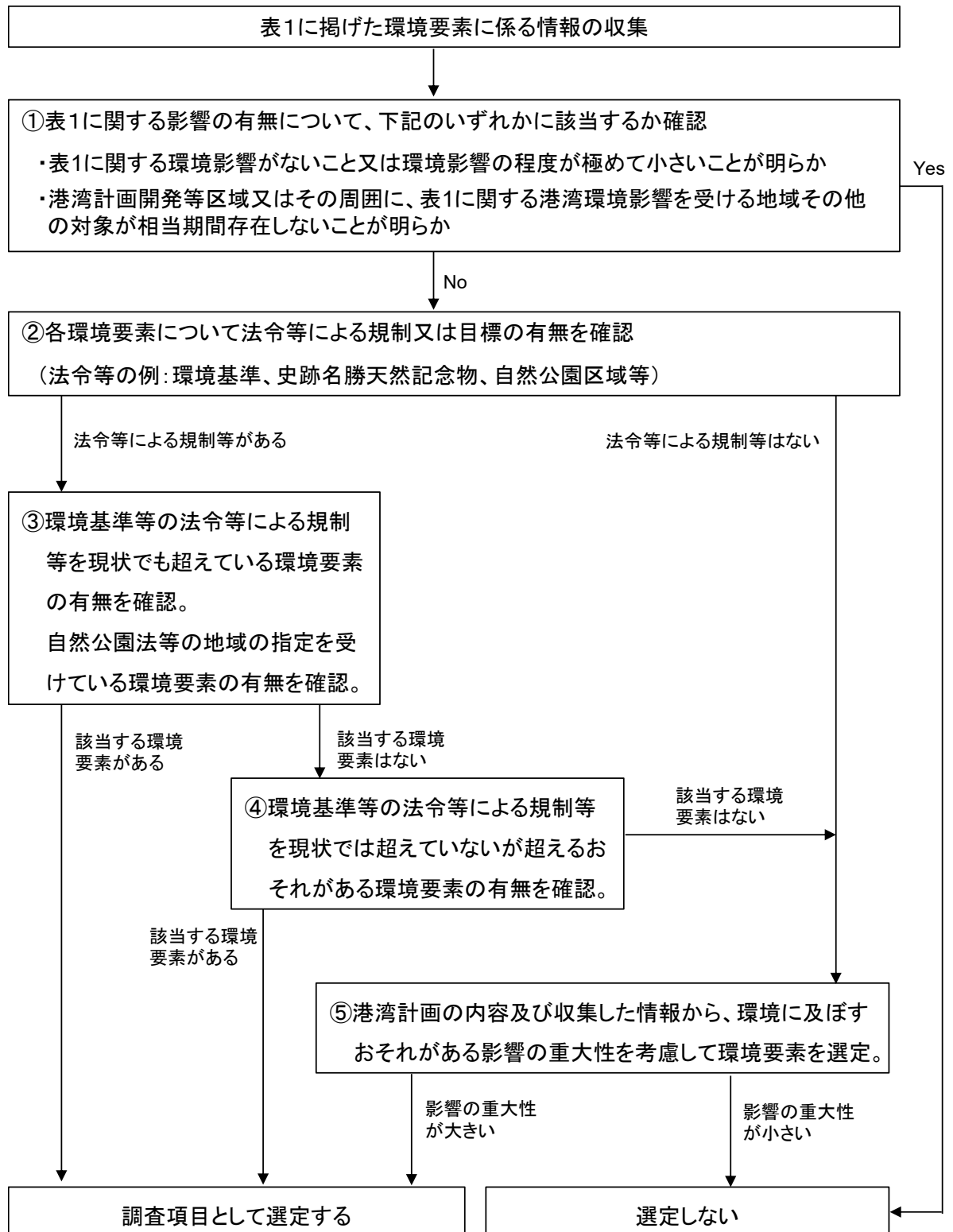


図 1: 港湾計画策定における環境調査に係る評価の項目の選定フロー

表 2: 港湾計画策定における環境調査の省略又は簡略化の考え方

環境要素	影響要因	省略又は簡略化できる場合の主な例
大気質 (窒素酸化物)	・主要な水域施設又は係留施設の供用 ・主要な旅客施設、荷さばき施設又は保管施設の供用 ・主要な臨港交通施設の供用	<u>○住居等の保全すべき対象と窒素酸化物の発生源との距離が十分に離れている場合</u> ・当該港湾及び周辺地域から、住宅等の保全すべき対象が十分に離れており、大気質への影響が限定的又は小さいと考えられる場合 等 <u>○発生する窒素酸化物の量が少ないことが明らかな場合</u> ・埠頭計画において、当該箇所で行き扱う計画貨物量が、既定計画から減少し、若しくは既定計画と同程度であり、又は既定計画から増加量が小さく、利用船舶の船型や隻数等の変化が限定的又は小さいと考えられる場合 ・臨港交通施設計画において、接続する埠頭計画で行き扱う計画貨物量が、既定計画から減少し、若しくは既定計画と同程度であり、又は既定計画から増加量が小さく、利用車両の台数等の変化が限定的又は小さいと考えられる場合 等
騒音 振動	・主要な臨港交通施設の供用	<u>○住居等の保全すべき対象と騒音・振動発生源との距離が十分に離れている場合</u> ・当該港湾及び周辺地域から、住宅等の保全すべき対象が十分に離れており、大気環境への影響が限定的又は小さいと考えられる場合 等 <u>○発生する騒音・振動が小さいことが明らかな場合</u> ・臨港交通施設計画において、接続する埠頭計画で行き扱う計画貨物量が、既定計画から減少し、若しくは既定計画と同程度であり、又は既定計画から増加量が小さく、利用車両の台数等の変化が限定的又は小さいと考えられる場合 等
水質 (COD)	・主要な水域施設の存在 ・主要な外郭施設の存在 ・埋立地の存在	<u>○周辺海域の水質(水の汚れ)が良好であり、埋立地により周辺海域における海水の滞留等水質の悪化が生じない場合</u> ・当該港湾の港湾区域は、環境基準を満足しており、水環境の影響が限定的又は小さいと考えられる場合 ・埠頭計画において、埋立地等の地形変化がない又は小さく、施設の規模及び配置において既定計画からの変更が限定的又は小さいと考えられる場合 ・外郭施設計画において、既存防波堤の部分的な延長計画であり、施設の規模及び配置において既定計画からの変更が限定的又は小さいと考えられる場合 ・水域施設計画において、既存航路、泊地の部分的な拡張計画であり、施設の規模及び配置において既定計画からの変更が限定的又は小さいと考えられる場合 等
地形及び地質	・主要な水域施設の存在 ・主要な外郭施設の存在 ・埋立地の存在	<u>○重要な地形・地質と港湾計画に定められる港湾開発等の区域との距離が十分に離れている場合</u> ・当該港湾及び周辺地域は、日本国内の危機にある地形や保全すべき地形に該当する地形がない又は距離が十分に離れていると考えられる場合 ・埠頭計画において、埋立地等の地形変化がない又は小さく、施設の規模及び配置において既定計画からの変更が限定的又は小さいと考えられる場合

		・外郭施設計画において、既存防波堤の部分的な延長計画であり、施設の規模及び配置において既定計画からの変更が限定的又は小さいと考えられる場合 ・水域施設計画において、既存航路、泊地の部分的な拡幅計画であり、施設の規模及び配置において既定計画からの変更が限定的と考えられる場合 等
動物 植物 生態系	・主要な水域施設の存在 ・主要な外郭施設の存在 ・埋立地の存在	○港湾計画に定められる港湾開発等の区域周辺が市街地、工業地域等で、動物及び植物の生息・生育がほとんど見られない場合 ・当該港湾及び周辺地域は、都市化が進み自然の植生や生物の生息地はほとんど存在しておらず、重要な種及び群落や地域を特徴づける生態系が限定的又は少ないと考えられる場合 ・埠頭計画において、埋立地等の地形変化がない又は小さく、施設の規模及び配置において既定計画からの変更が限定的又は小さいと考えられる ・外郭施設計画において、既存防波堤の部分的な延長計画であり、施設の規模及び配置において既定計画からの変更が限定的又は小さいと考えられる場合 ・水域施設計画において、既存航路、泊地の部分的な拡幅計画であり、施設の規模及び配置において既定計画からの変更が限定的又は小さいと考えられる場合 等
景観	・主要な外郭施設の存在 ・埋立地の存在	○主要な眺望点からの可視領域における港湾計画に定められる港湾開発等の区域が小さい場合 ・外郭施設計画において、既存防波堤の部分的な延長計画であり、施設の規模及び配置において既定計画からの変更が限定的又は小さいと考えられる場合 ・埠頭計画において、埋立地等の地形変化がない又は小さく、施設の規模及び配置において既定計画からの変更が限定的又は小さいと考えられる場合 ○港湾計画に定められる港湾開発等の区域周辺に景観資源が存在しない場合 ○眺望景観のほとんどが人工構造物で占められている場合 ・当該港湾及び周辺地域は、立地する施設のうち大規模な工場や埠頭施設、道路等が多くを占めており、眺望を楽しめる場所が限定的（又は少ない）と考えられる場合
人と自然との 触れ合いの活動の場	・主要な水域施設の存在 ・主要な外郭施設の存在 ・埋立地の存在	○主要な人と自然との触れ合いの活動の場が港湾計画に定められる港湾開発等の区域から十分離れている場合 ・埠頭計画において、埋立地等の地形変化がない又は小さく、施設の規模及び配置において既定計画からの変更が限定的又は小さいと考えられる ・外郭施設計画において、既存防波堤の部分的な延長計画であり、施設の規模及び配置において既定計画からの変更が限定的又は小さいと考えられる場合 ・水域施設計画において、既存航路、泊地の部分的な拡幅計画であり、施設の規模及び配置において既定計画からの変更が限定的又は小さいと考えられる場合 等

3. 港湾計画策定における環境調査の活用可能なデータベース

各調査における評価の項目の現況については、既存のデータベースを活用することも可能であり、活用可能なデータベースを次に示す。

(1) 環境アセスメントデータベース(EADAS) <https://eadas.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>

環境アセスメントにおいて地域特性を把握するために必要となる自然環境や社会環境の情報を、地図上で閲覧できる地理情報システム(GIS)で提供している。原典情報は、EADAS内の各種データベースのリンクから確認することができる。

＜参考:EADASに収録されている情報＞

https://eadas.env.go.jp/eiadb/ebidbs/contents/EADAS_list.pdf

(2) 環境要素の区分ごとに活用可能なデータベース等

評価の項目の選定において、活用可能なデータベースを表3に示す。この他、地方公共団体で所有しているデータベース等も適宜参照されたい。

表3: 活用可能なデータベース等

環境要素の区分	活用可能なデータベース
大気質	・大気汚染状況報告書(環境省 水・大気環境局)
騒音	・環境展望台(環境省 国立環境研究所)
水質	・水環境総合情報サイト(環境省 水・大気環境局)
地形及び地質	・日本の国立公園(環境省 自然環境局) ・海洋情報表示システム(海上保安庁 海洋情報部)
動物	・自然環境保全基礎調査等(環境省 自然環境局)
植物	・自然環境保全基礎調査等(環境省 自然環境局)
生態系	・自然環境保全基礎調査等(環境省 自然環境局) ・生物多様性の観点から重要度の高い海域(環境省 自然環境局) ・生物多様性の観点から重要度の高い湿地(環境省 自然環境局)
景観	・日本の国立公園(環境省 自然環境局) ・国土数値情報ダウンロードサービス(国土交通省 運営事務局)
人と自然との触れ合いの活動の場	・海洋情報表示システム(海上保安庁 海洋情報部) ・国土数値情報ダウンロードサービス(国土交通省 運営事務局)

大気汚染状況報告書(環境省 水・大気環境局)

https://www.env.go.jp/air/osen/report/r04report_00001.html

○大気質(二酸化窒素)

令和 4 年度大気汚染状況報告書「第 2 編 資料」

・第 1 章 一般環境大気測定局測定結果

1 窒素酸化物(NO₂、NO、NO+NO₂)

・第 2 章 自動車排出ガス測定局測定結果

1 窒素酸化物(NO₂、NO、NO+NO₂)

環境展望台(環境省 国立環境研究所)

<https://tenbou.nies.go.jp/>

○騒音(騒音)

・自動車騒音常時監視結果 Light 版を掲載

水環境総合情報サイト(環境省 水・大気環境局)

<https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/>

○公共用水域水質調査(海域)

・水質(水の汚れ(COD))

2022 年度 COD 測定結果として COD や COD(75%)年間値等を掲載

日本の国立公園(環境省 自然環境局)

<https://www.env.go.jp/park/index.html>

○景観(主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観)

・各国立公園の計画書を掲載

○地形、地質(重要な地形及び地質)

・各国立公園の計画書を掲載

海洋情報表示システム(海上保安庁 海洋情報部)

<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>

○地形、地質(重要な地形及び地質)

・海底地質図を掲載

○人と自然との触れ合いの活動の場(主要な人と自然との触れ合いの活動の場)

・レジャー施設を掲載

自然環境保全基礎調査等（環境省 自然環境局）

https://www.biodic.go.jp/kiso/fnd_list_h.html

<自然環境保全基礎調査>

- 動物（重要な種及び注目すべき生息地）
 - ・日本の動物分布図集を掲載
- 植物（重要な種及び群落）
 - ・現存植生図 2024(1/25,000 スケール; 1999-2023 年整備)を掲載
- 生態系（地域を特徴づける生態系）
 - ・海辺調査(1997～2001 年度実施; 海辺環境や海辺生物の調査)
 - ・重要沿岸域生物調査
(1997～2001 年度実施; 干潟・藻場・珊瑚礁・砂浜の生物群集に関するデータ)
 - ・浅海域調査
(2002～2006 年度実施; 藻場・干潟、重要な種及び群落並びに注目すべき生息地)
 - ・藻場調査(2018～2020 年度実施; 藻場分布図や藻場分布情報)
- 地形及び地質
 - ・沿岸海域変化状況調査
(2010～2017 年度実施; 自然海岸及び半自然海岸の砂浜・泥浜の変化状況)

<気候変動適応計画推進のための浅海域生態系現況把握調査>

- 生態系（地域を特徴づける生態系）
 - ・2017～2021 年度における国内の主要なサンゴ礁域のうち、特に近年の分布状況等のデータが不足している海域を対象にしたサンゴの分布図を掲載

生物多様性の観点から重要度の高い海域（環境省 自然環境局）

<https://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/kaiiki/index.html>

- 生態系（地域を特徴づける生態系）
 - ・生物多様性保全上重要度の高い海域を掲載

生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省 自然環境局）

https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/index.html

- 生態系（地域を特徴づける生態系）
 - ・生物多様性保全上重要度の高い湿地を掲載

国土数値情報ダウンロードサービス（国土交通省 運営事務局）

<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>

- 人と自然との触れ合いの活動の場（主要な人と自然との触れ合いの活動の場）
 - ・都道府県指定文化財、観光資源、地域資源を掲載

- 景観(主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観)
 - ・景観計画区域、景観重要建造物・樹木を掲載

(3) その他活用可能なデータベース

(1) (2) の他、地域ごとに自然環境等の情報について公表されており、活用可能なデータベースを以下に示す。

瀬戸内海総合水質調査

<https://www.pa.cgr.mlit.go.jp/suishitu/>

福井県環境情報統合処理システム

<https://www.erc.pref.fukui.jp/index.html>

ふくおか環境ひろば@環境測定データ

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hiroba1.html>

参考資料:最近の環境省協議における環境省意見

尼崎西宮芦屋港 (改訂) 第 94 回港湾分科会 (R6.11)	尼崎西宮芦屋港港湾計画の改訂について、埋立て等に伴う直接改変による自然環境への影響が懸念される。 このため、計画の具体化に当たっては、関係機関等とも調整を図りつつ、以下の点について十分配慮されるよう、港湾管理者に伝達されたい。 [尼崎西宮芦屋港港湾計画(改訂)] 本港湾区域は、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和 48 年法律第 110 号)で定める瀬戸内海に位置しており、瀬戸内海における埋立ては、「瀬戸内海環境保全特別措置法第 13 条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針について(答申)」(昭和 49 年5月9日瀬環審第 12 号。以下「基本方針」という。)において、厳に抑制すべきであるとされている。 今回の港湾計画の改訂においては、埠頭用地等の埋立地の造成に加え、航路・泊地の整備が計画され、浚渫土砂の発生が見込まれている。本新規計画の実施に当たっては、基本方針の趣旨を踏まえ、浚渫等により発生する埋立土砂等を極力削減し、埋立面積の低減を図るとともに、新規計画により発生する埋立て後の未利用地の利用に優先して新たな埋立てが行われることのないよう、関係機関等に対し、情報提供等必要な措置を講ずるとともに、瀬戸内海における新たな埋立てを可能な限り回避するよう、今後も努められたい。 また、埋立に使用する埋立土砂には、発生する浚渫土砂を最大限使用するとともに、浚渫土砂以外の土砂を埋め立てに使用する場合には、可能な限り土砂の採取等による環境影響を最小限に抑えるよう努められたい。 加えて、「瀬戸内海環境保全基本計画」(令和4年2月閣議決定)にも記載されているとおり、水質浄化及び生物の生息・生育空間の確保の観点から、施工性及び経済性等も考慮しつつ、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用等により、環境影響を極力低減するよう努められたい。
石垣港 (改訂) 第 93 回港湾分科会 (R6.6)	石垣港港湾計画の変更について、海面処分用地の埋立て等に伴う改変による自然環境への影響が懸念される。 このため、計画の具体化に当たっては、関係機関等とも調整を図りつつ、以下の点について十分配慮されるよう、港湾管理者に伝達されたい。 [石垣港港湾計画(変更)] 変更後の計画では、新港地区土地利用計画の一部見直し、泊地水深の一部見直し、海面処分用地の新設等を実施することとなっている。また、本計画の対象海域では、一部に被度の高いサンゴ群集及び海草藻場の分布が確認されており、保全すべき貴重な自然環境が存在していることから、海面処分用地の埋立て等に伴うサンゴ群集及び海草藻場の改変並びに潮流の変化等による自然環境への影響が懸念される。 このため、今後の事業の実施に当たっては、サンゴ群集及び海草藻場の生育への影響を最小限とするよう、必要に応じて、専門家の意見や助言を受けた上で、これらに配慮した慎重な検討を行い、サンゴ群集及び海草藻場の移植その他の適切な環境保全措置を講ずるよう努められたい。 また、事業実施後においては、必要に応じてモニタリングを行い、サンゴ群集及び海草藻場の生育への影響を把握するとともに、その結果に応じて追加的な環境保全措置を検討し、実施するよう努められたい。

坂出港 (一部変更) 第 90 回港湾分科会 (R5.10)	[坂出港港湾計画(一部変更)] 本港湾区域は、瀬戸内海環境保全特別措置法で定める瀬戸内海に位置しており、瀬戸内海における埋立ては、基本方針において厳に抑制すべきであるとされている。 新規計画は、県内で発生する浚渫土砂等を処分するための埋立てを計画するものとなっている。新規計画の実施に当たっては、基本方針の趣旨を踏まえ、浚渫等により発生する埋立土砂等を極力削減し、埋立面積の低減を図るとともに、施工性及び経済性等も考慮しつつ、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用等の検討により、既存の干潟の消失に対する環境影響を極力低減し、藻場については、生育が確認された場合は、環境影響を極力低減するよう努められたい。 また、新規計画により発生する埋立て後の未利用地の利用に優先して新たな埋立てが行われることのないよう、関係機関等に対し、情報提供等必要な措置を講ずるとともに、瀬戸内海における新たな埋立てを可能な限り回避するよう、今後も努められたい。
北九州港 (改訂) 第 90 回港湾分科会 (R5.10)	北九州港港湾計画の改訂及び坂出港港湾計画の一部変更について、埋立て等に伴う直接改変による自然環境への影響が懸念される。 このため、計画の具体化に当たっては、関係機関等とも調整を図りつつ、以下の点について十分配慮されるよう、港湾管理者に伝達されたい。 [北九州港港湾計画(改訂)] 本港湾区域は、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和 48 年法律第 110 号)で定める瀬戸内海に位置しており、瀬戸内海における埋立ては、「瀬戸内海環境保全特別措置法第 13 条第 1 項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針について(答申)」(昭和 49 年 5 月 9 日瀬環審第 12 号。以下「基本方針」という。)において、厳に抑制すべきであるとされている。 新規計画は、本港湾内の新規施設整備及び維持に伴う浚渫土砂等を処分するための埋立てを計画するものとなっており、新規計画の実施に当たっては、基本方針の趣旨を踏まえ、浚渫等により発生する埋立土砂等を極力削減し、埋立面積の低減を図るよう努められたい。
那覇港 (改訂) 第 88 回港湾分科会 (R5.3)	本港湾区域内にはカサノリ等の希少な藻類の生育する藻場、サンゴ類、干潟等の良好な自然環境が存在していることから、本港湾計画では、浦添ふ頭地区の埋立て面積が縮小されるなど環境影響の軽減について考慮がなされている。 一方で、埋立て等に伴う直接改変や潮流の変化等による自然環境への影響が懸念される。 このため、計画の具体化に当たっては、沖縄県環境部局とも調整を図りつつ、以下の点について十分配慮されるよう、港湾管理者に伝達されたい。 1. 今後の事業の実施に当たっては、本港湾区域内における藻場、サンゴ類、干潟及びそれらと一体となった動植物の生息・生育環境を極力維持するため、必要に応じて、専門家の助言等も踏まえ、これらに配慮した慎重な検討を行い、適切な環境保全措置を講じるよう努めるとともに、サンゴ類については代償措置も検討し、保全を図るよう努められたい。 2. 事業実施後においては、「自然的環境を保全する区域」を中心に、必要に応じてモニタリングを行い、藻場、サンゴ類、干潟の状態や存続基盤が脆弱な海生生物の生息・生育状況を把握するとともに、その結果に応じて追加的な環境保全措置を検討し、実施するよう努められたい。

参考文献

- 1) 一般財団法人 みなと総合研究財団：港湾分野の環境影響評価ガイドブック 2013, 2013 年 11 月
- 2) 環境省・経済産業省：太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン, 2021 年 6 月
<URL> https://assess.env.go.jp/files/0_db/seika/0041_01/file.pdf